

平成 30 年 5 月 11 日

平成 30 年度若手医師等の海外派遣者の募集について

筑波大学附属病院長

原 晃

附属病院 国際医療センター 部長

秋山 稔

筑波大学附属病院では、病院の事業として45歳以下の若手医師（病院講師、病院助教、クリニカルフェロー、レジデント（シニア以上に限る。）、教員及び医学類生を対象として、臨床研修、臨床研究及び国際連携推進を目的とした海外渡航を支援することになっています。

つきましては、本支援を得て、海外で研究等を行うことを希望し、平成30年5月以降から平成31年2月までの間に出発予定の派遣希望者を募集します。

1. 申請

- ・若手医師及び教員の場合は、添付の申請書に必要事項を記入し、診療グループ長・養成コース長からの推薦のコメントと署名をもらい、派遣先からの招聘状等を添付して附属病院国際医療センターに提出してください。
- ・医学類生にあっては、医学類選考会の合格通知受理後、国際医療センターにご連絡下さい。

2. 応募資格等

- ①45歳以下の医師または歯科医師（医学類生を除く）。
- ②病院講師については、附属病院で当該職位での勤務経験が1年以上で、かつ派遣終了後の翌年度1年間は附属病院で勤務する予定のある者。
- ③クリニカルフェロー及びレジデントについては、附属病院では経験できないような特色のある研修内容であることを前提として選考するので、診療科長とよく相談の上、推薦とコメントをもらい、申請すること。
- ④医学類生については、本資金が附属病院収入からの供出であることを勘案し、卒業後に本院のレジデントとして残ることを前提とする。したがって「プレ・筑波大学附属病院レジデント」研修という位置づけとする。よって、卒業後に本院のレジデントとして残らない選択をした場合、支給した海外渡航費は返還すること。
- ⑤教員については、本院で診療に関わっている者で、人事交流プログラムの開発及び臨床交流活動等の事業を対象とすることから、これまでに実績等を有する者とする。本学での勤務経験が1年以上で、かつ派遣終了後の翌年度1年間は本学で勤務する予定のある者。
- ⑥病院及び教員における海外渡航は研修として扱うため、渡航期間中においても給与は滞在費とは別に支給することから、派遣先からの報酬は受けないこと。
- ⑦本事業による海外渡航は、同一職位中で1回に限るものとする。

3. 費用負担等

原則として1ヶ月以上3ヶ月未満の臨床研修、臨床研究及び国際連携推進のための渡航を対象とし、15万円を上限にした渡航費（実費）と日額7千円の滞在費（合計額の上限50万円）を概算払いする。（ただし医学生の場合の滞在費は日額5千円、合計額の上限25万円）

4. 選考

選考については、附属病院若手医師等派遣審査委員会で決定するものとし、応募者が多数の場合には絞り込むこともある。ただし、医学類生については、医学類国際交流委員会で審査を行った上で、附属病院へ推薦を行い、派遣費支給の最終決定は附属病院が行うものとする。

5. 報告書等

海外研修終了後1月位内に、以下の内容を記載した和文報告書（2000字程度）を筑波大学附属病院国際医療センターに必ず提出して下さい。

- ・参加したプログラム内容及び趣旨
- ・海外研修で学んだことを附属病院における医療水準の高度化にいかにかずか
- ・海外生活に関して、今後本プログラムにて海外研修する者が参考になる情報

6. 申請書類

- ① 申請書（添付1）
- ② 履歴書（添付2）
- ③ 論文、学会発表の実績一覧（添付2）
- ④ 派遣先での（臨床）研究計画（様式任意）
- ⑤ 診療グループ長・養成コース長からの推薦書（様式任意、要署名）
- ⑥ 派遣先からの招聘状及びその和訳

7. 締切

平成30年6月15日（金）

<問合せ>

筑波大学附属病院 国際医療センター

場所 : 附属病院B棟403

E-mail : opima@un.tsukuba.ac.jp

TEL : 029-853-3575